

第1章 基本方針

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市及び関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営を計画化したものであり、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、市の地域、並びに地域住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、市民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減することにより社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

（注）市域外からの就業者や観光客をはじめ日々来訪者、滞在者等が市域に存在するため、住民（居住者）以外の人々をも本計画の対象とする必要がある場合は「住民等」とする。

第2節 計画の性質

1. 関連計画

この計画は、国の防災基本計画に基づき、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないものとし、岐阜県地域防災計画を指針として策定する。

また、この計画の国土強靱化に関する部分については、海津市地域強靱化計画との整合性を図るものとする。

2. 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え必要があると認めるときは修正するものとする。

3. 計画事項

この計画は、市の地域にかかる災害の対策に関しおおむね次の事項を定め、防災の万全を期すものである。

- (1) 市及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに市災害対策本部の組織
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災教育及び訓練、防災上重要な地域の調査・指定その他の災害予防計画
- (3) 災害応急対策に関する次の計画
 - ア 防災組織の運用に関する計画

第1章 基本方針

- イ 災害輸送、通信及び災害対策要員に関する計画
 - ウ 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - エ 災害情報に関する計画
 - オ 災害防除に関する計画
 - カ 罹災者の救助保護に関する計画
 - キ 災害時における教育に関する計画
 - ク その他の災害時における応急対策の計画
- (4) 災害の復旧に関する計画
- (5) その他の必要な計画

4. 計画の周知等

この計画は、各機関において普段から研究、訓練、研修、その他の方法により習熟に努めるとともに、その機関の対策に係る計画については必要に応じ従事職員あるいは住民等にその周知を図り、計画の効果的運用がなされるよう努めるものとする。

また、計画の具体的実施にあたっては、防災関係機関が相互に連携し総合的な効果が発揮できるよう努めるものとする。

5. 計画の用語

この計画における次の用語の意義は各号に定めるところによる。

- (1) 市本部とは、海津市災害対策本部をいう。
- (2) 市本部長とは、海津市災害対策本部長をいう。
- (3) 市計画とは、海津市地域防災計画をいう。
- (4) 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- (5) 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- (6) 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- (7) 県支部とは、岐阜県災害対策本部西濃支部をいう。
- (8) 県支部長とは、岐阜県災害対策本部西濃支部長をいう。
- (9) 自然災害とは、地震、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流その他異常な自然現象による災害をいう。
- (10) 事故災害とは、大規模な火災、その他の大規模な人為的災害をいう。

なお、本計画中次の組織名称は、災害対策本部が設置されているか否かにより、それぞれ次のとおり読みかえるものとする。

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時（平常組織時）
市本部	海津市（総務課）
市本部長	海津市長
市本部〇〇部〇〇班	海津市〇〇部〇〇課
本部連絡員	本部連絡員の担当職にある者
県本部	岐阜県（危機管理部）

災害情報集約センター	岐阜県（危機管理部）
県本部長	岐阜県知事
県本部〇〇部〇〇班	岐阜県〇〇部〇〇班
県支部	西濃県事務所（振興防災課）
県支部長	西濃県事務所長
県支部〇〇班	県事務所管内の県現地機関等

第2章 防災に関する組織

第1節 海津市防災会議

海津市防災会議は、災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき設置され、市における防災に関する基本方針及び計画を作成しその実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整、災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

海津市防災会議の組織及び所掌事務は、災害対策基本法第16条第6項の規定により市の条例で定める（平成17年3月28日 条例第16号）。

（※資料1 海津市防災会議条例）

1. 会長 市長

2. 委員

- ア 岐阜県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- イ 岐阜県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- ウ 議会議長
- エ 自治連合会長
- オ 市長がその内部の職員のうちから指名する者
- カ 教育長
- キ 消防長、消防団長
- ク 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- ケ 市長が特に必要と認め、委嘱する者

3. 専門委員

防災会議に、専門事項を調査するため専門委員を置く場合は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、防災に関する団体を代表する者及び学識経験者の中から、市長が任命する。

第2節 実施責任

1. 海津市

海津市は、防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、市の地域並びに地域住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2. 岐阜県

岐阜県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力して県及び市町村の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに県及び市町村の活動が円滑に行われるよう協力する。

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、普段から災害予防体制の整備を図るとともに災害発生時には防災活動を実施する。また、市その他防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

6. 住民

住民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

第3節 防災機関の業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1. 海津市

- (1) 市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等
- (4) 災害の防除と拡大防止
- (5) 救助、防疫等被災者の救助、保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災市営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害対策要員の動員、雇上
- (11) 災害時における交通、輸送の確保
- (12) 被災施設の復旧
- (13) 市内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (14) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

第2章 防災に関する組織

- (15) その他の応急対策

2. 岐阜県

- (1) 岐阜県防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等
- (4) 災害の防除と拡大防止
- (5) 救助、防疫等被災者の救助、保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災県営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害時における公安の維持
- (11) 災害対策要員の動員、雇上
- (12) 災害時における交通、輸送の確保
- (13) 災害時における防災行政無線通信の確保と統制
- (14) 被災施設の復旧
- (15) 市町村が処置する事務、事業の指導、指示、あっせん等
- (16) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

3. 指定地方行政機関

次の機関における業務の大綱は、岐阜県地域防災計画による。

- (1) 中部管区警察局
- (2) 東海財務局岐阜財務事務所
- (3) 東海北陸厚生局
- (4) 東海農政局
- (5) 中部森林管理局
- (6) 中部経済産業局
- (7) 中部近畿産業保安監督部
- (8) 中部運輸局
- (9) 岐阜地方气象台
- (10) 東海総合通信局
- (11) 岐阜労働局
- (12) 中部地方整備局
- (13) 中部地方環境事務所

4. 自衛隊

- (1) 防災に関する調査推進
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 災害派遣計画の作成
- (4) 防災に関する訓練の実施
- (5) 災害情報の収集
- (6) 災害派遣と応急対策の実施

5. 指定公共機関

次の機関における業務の大綱は、岐阜県地域防災計画による。

- (1) 中部電力株式会社
- (2) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社
ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
- (3) 日本赤十字社岐阜県支部
- (4) 日本郵便株式会社

6. その他関係機関・団体等

- (1) 養老鉄道株式会社
 - ア 鉄道施設の整備
 - イ 災害対策に必要な物資および人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 被災施設の調査及び災害復旧
 - オ 原子力災害時の応急輸送確保
- (2) 名阪近鉄バス株式会社・海津市コミュニティバス運行委託事業者
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策人員の輸送確保
 - ウ 被災地の交通確保
 - エ 緊急輸送車両借上げに対しての配車

7. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 農業協同組合、森林組合等
 - ア 市本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力
 - イ 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導
 - ウ 被災農林家に対する融資又はそのあっせん
 - エ 農林業施設（共同利用施設）の災害応急対策及び復旧
 - オ 飼料、肥料等の確保又はあっせん
- (2) 病院等管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練等の実施
 - イ 災害時における傷病者の収容及び保護

第2章 防災に関する組織

- ウ 災害時における負傷者の治療及び助産
- (3) 社会福祉施設管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練等の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び要介護者等の入所保護
- (4) 社会福祉協議会
 - ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
 - イ ボランティア活動の推進
 - ウ 義援金品の募集、配分
 - エ 災害時要配慮者支援活動の推進
 - オ 災害ボランティアセンターの設置及び運営
- (5) 共同募金会
 - ア 義援金品の募集、配分
- (6) 商工会
 - ア 市本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん
- (7) 金融機関
 - ア 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
- (8) 高圧ガス取扱機関
 - ア 高圧ガス等の防災管理
 - イ 災害時における高圧ガス等の供給
- (9) ガソリン等危険物取扱機関
 - ア ガソリン等危険物の防災管理
 - イ 災害時におけるガソリン等の供給
- (10) 自主防災組織
 - ア 自主防災組織の整備
 - イ 防災資機材の整備
 - ウ 防災意識の高揚・防災知識の普及
 - エ 各種防災訓練への参加
 - オ 地震予知情報等の伝達
 - カ 組織的初期消火
 - キ 負傷者等の救出救護
 - ク 組織的避難
 - ケ 給食給水活動
 - コ その他の相互扶助

(※資料4 防災関係機関・団体等)

第3章 市の地勢と災害の概要

第1節 自然的条件

1. 位置、面積

本市は、岐阜県の最南端に位置し、西部・南部は三重県に、東部は愛知県に、北部は養老町、輪之内町及び羽島市にそれぞれ接している。

市域の東西方向は約 13 km、南北方向は約 17 km であり、面積は約 112 km² である。

2. 地 勢

本市には、東海地方の代表的河川である木曾川・長良川が東境を、揖斐川が中央部を流れ、揖斐川以東の地域は平地が広がり、以西は急峻な養老山地とその裾野に広がる扇状地・平地からなっている。この三大河川が流れる地域は古来洪水に苦しめられており、この地域独特の輪中地帯を形成し水害と闘ってきたところである。

また、市域内には北端を流れる大樽川、内水排水路としての役割ももつ大江川、中江川、養老山地の水を集める津屋川が流れており、これら河川によってもたらされた肥よくな土壌に培われた豊かな田園地帯が広がっている。

西部の養老山地は、標高 500～800m の小高い山々が連なり、山麓ではみかん園や柿園が広がっている。

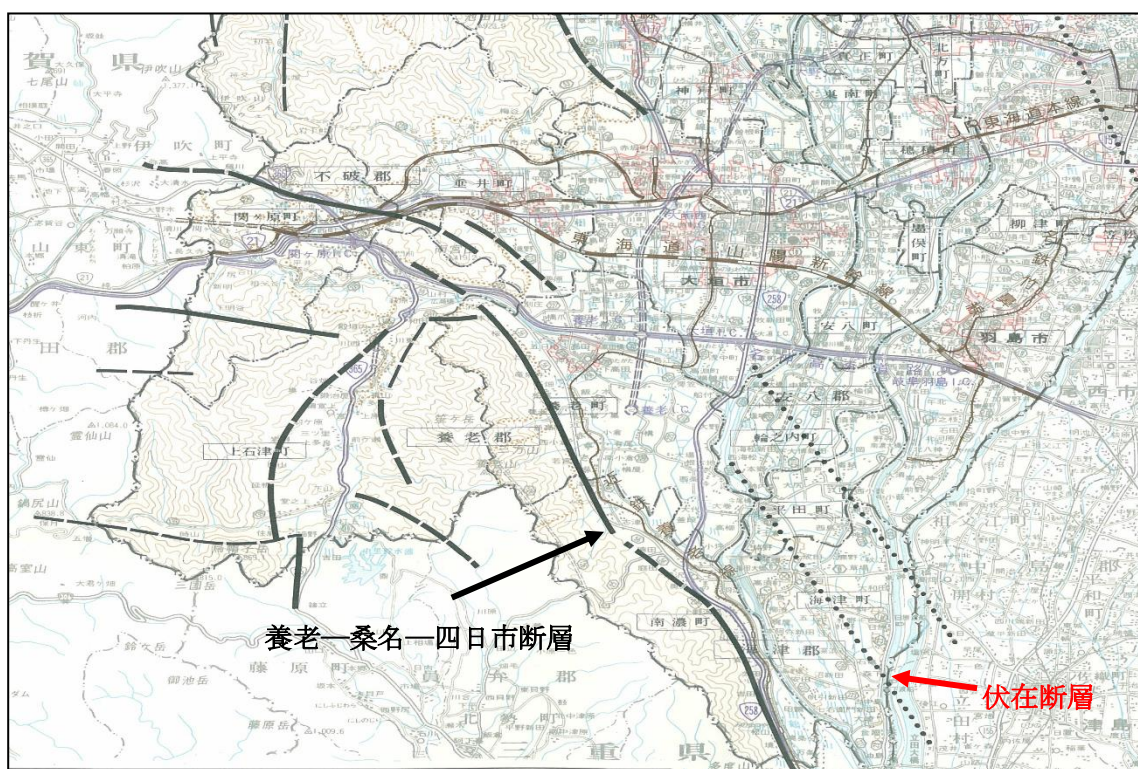
3. 地質

地質は、平地においては泥を主体とした堆積物、扇状地では砂れきを主体とした堆積物、山地では砂岩からなっている。地震に対しての地盤の強さについてみると、最も強い地質は、砂岩であり、最も弱い地質は、泥を主体とした堆積物である。

4. 活断層の概要

本市に存在する活断層は、養老山地の東縁の関ヶ原一養老断層系と平地部の伏在断層である。この関ヶ原一養老断層系が引き金となって地震が発生した場合、本市は最大 6.73 の震度が予測されている。

- 関ヶ原一養老断層系（確実度Ⅰ）：活断層であることが確実なもの
- - - - - 関ヶ原一養老断層系（確実度Ⅱ）：活断層であると推定されるもの
- 伏在断層：平坦低地は現在の河川の堆積物である泥～砂れきによって被われており、地下の岩盤に活断層が存在していても地表では見えない断層のこと



出典：「岐阜県の活断層」（活断層図と解説、1995）

5. 気象

気候は、冬季に伊吹おろしと呼ばれる北西風が強いが、伊勢湾などの海洋性気候の影響を受けて概して温暖な地域である。

本市の近年における年間降水量は、1,200 mm～2,500 mmであるが、揖斐川、長良川の上流域では3,000 mmを超える日本でも有数の多雨地帯であり、下流域である本市は常に洪水の危険にさらされている。

第2節 社会的条件

1. 人口・世帯数

本市の平成27年現在の人口は35,206人（国勢調査）であり、平成7年までは順調に増加してきたものの近年は減少に転じている。年齢別人口では、老年人口の増加とともに年少人口は減少しており、少子高齢化が進展している。

また、平成27年現在の世帯数は11,513世帯であり、一世帯当たりの人員は約3.1人となっている。

2. 土地利用

本市の土地利用の割合は、農地（約37%）と森林（約26%）が多く、次いで河川・水路（約16%）、宅地（約10%）、道路（約6%）、その他（約5%）となっており、自然的土地利用が大半を占めている。

3. 産業構造

本市は、肥よくな土壌を活用した農業が行われており、なかでも稲作と果樹生産が盛んである。工業は小規模なものが多く、商業も機能が限定的である。しかし、市内には様々な観光施設が整備され多くの観光客が来訪しており、今後の観光産業の発展が期待される。

第3節 災害の条件

1. 水害

水害は、本市の地勢的条件から平野部水害と山地部水害（土砂災害）に大別される。

平野部水害は、集中豪雨によるたん水、堤防の決壊、いっ水等による浸水被害が主体となり、昭和51年9月の豪雨災害のように、長良川や揖斐川の堤防が決壊した場合は、標高の低い平野部（海拔ゼロメートル地域も含まれる）では激甚な災害となる。

山地部水害（土砂災害）は、山腹の崩壊等による土砂の流失による被害であり、家屋や耕地等の流失あるいは道路橋りょう等にも著しい被害が及ぶ恐れがある。養老山地の沢筋の多くは「土石流危険溪流」等に指定されており、将来においてもこの種の被害を主体とした水害（土砂災害）の恐れがある。

2. 火災

消防力の強化等により市内における大火災の発生は少ないが、木造家屋が密集している地区では延焼の危険が高い。また、近年は危険物取扱事業所等の増加と各家庭における化学燃焼物の利用度も高まっているため、強風時あるいは大震災時には大火災発生への恐れがある。

また、養老山地においては過去に林野火災が発生している。近年は観光登山、レクリエーション等で林野の利用が増加してきたことなどから、地形的条件や水利の悪い地域にあっては大規模な林野火災となる恐れがある。

3. 風害

台風のみによる被害は沿岸地帯に比べ少ないが、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の第2室戸台風時のように、大型台風が本市の西方を北上する場合にあっては両台風時程度の被害を受ける恐れがある。平成16年の台風23号においては、旧平田町で死亡者が1人である。

（※資料5 災害履歴）

第3章 市の地勢と災害の概要

4. 本市周辺の地震災害

近世以降、本市周辺に被害をもたらした主な地震は次のとおりである。

<内陸型地震災害>

西暦（日本歴）	震源	規模	主要被災地	被災概要
1819. 8. 2 (文政 2. 6. 12)	琵琶湖東岸	M7. 4	伊勢・美濃・近江	美濃西南部の被害大きく、家屋の倒壊、人畜の死傷あり。高須輪中の堤防破壊するもの多し。
1833. 5. 27 (天保 4. 4. 9)	美濃西部	M6. 4	美濃西部	武儀郡上牧地方大地震あり。大垣 9 日より 13 日まで地震山崩れ、人畜多く死す。
1891. 10. 28 (明治 24. 10. 28) 濃尾地震	本巣郡根尾村水鳥	M8. 0	美濃・尾張	美濃で死者 4,990 人、負傷者 12,783 人、全壊 50,125 戸、半壊 35,085 戸、全半壊 4,451 戸。
1998. 4. 22 (平成 10. 4. 22)	美濃中西部	M5. 2	大垣市、海津町、南濃町など	被害は、南濃町と海津町に集中し、水道管の亀裂や液状化現象が起こった。

<海溝型地震>

西暦（日本歴）	震源	規模	主要被災地	被災履歴
1944. 12. 7 (昭和 19. 12. 7) 東南海地震	熊野灘	M8. 0	静岡・愛知・三重・岐阜	西南濃地方を中心に死者 13 人、全壊 900 余戸。
1946. 12. 21 (昭和 21. 12. 21) 南海道地震	潮ノ岬沖	M8. 1	中部以西各地	西南濃地方を中心に死者 14 人、全壊 586 戸。

資料：岐阜県の過去の地震災害状況（岐阜県総合防災ポータル）

5. 液状化危険度

液状化現象とは、地震による地盤のゆれによって地中の水が地表に押し上げられ、さらに地表の土壌とかき混ぜられて泥水のような状態になることである。本市の液状化の特性については、以下の資料をもとにとりまとめた。

・平成 23～24 年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査（平成 24 年 12 月）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、海溝型想定地震を複合型東海地震から南海トラフの巨大地震へと見直し、内陸直下型の想定地震についてもこれまでの関ヶ原養老断層系地震より規模が大きい養老－桑名－四日市断層帯地震へと見直し、最大級の地震に対する想定とした。これによると、南海トラフの巨大地震より養老－桑名－四日市断層帯が引き金となって地震が発生した時のほうが本市の平地部は、液状化の程度が著しく被害が顕著に表れる可能性がある。

第4節 地震被害想定

本市及び周辺地域も含めた地域の地震による人的・物的被害想定は、以下のとおりである。

		南海トラフの巨大地震	養老-桑名-四日市断層帯地震	
震 度		最大震度 5.93 (6 弱)	最大震度 6.73 (7)	
PL値(液状化指数)		最大 56.35	最大 53.34	
人的被害	午後6時	死者数(人)	7 (海津市) 60 (西濃圏域)	112 (海津市) 1,226 (西濃圏域)
		負傷者数	217 (海津市) 1,762 (西濃圏域)	1,170 (海津市) 11,735 (西濃圏域)
		重症者数	17 (海津市) 145 (西濃圏域)	260 (海津市) 2,740 (西濃圏域)
		要救出者数(人)	25 (海津市) 258 (西濃圏域)	418 (海津市) 5,011 (西濃圏域)
	午前5時	死者数(人)	11 (海津市) 101 (西濃圏域)	193 (海津市) 2,089 (西濃圏域)
		負傷者数	346 (海津市) 2,784 (西濃圏域)	1,495 (海津市) 14,492 (西濃圏域)
		重症者数	23 (海津市) 193 (西濃圏域)	389 (海津市) 4,004 (西濃圏域)
		要救出者数(人)	40 (海津市) 391 (西濃圏域)	670 (海津市) 7,778 (西濃圏域)
避難者数(建物被害による)		3,893 (海津市) 34,926 (西濃圏域)	10,352 (海津市) 113,180 (西濃圏域)	
建物被害	全壊棟数(棟)	1,145 (海津市) 8,689 (西濃圏域)	4,096 (海津市) 41,164 (西濃圏域)	
	半壊棟数(棟)	2,802 (海津市) 22,083 (西濃圏域)	5,302 (海津市) 47,179 (西濃圏域)	
火災	午後6時	全出火件数(件)	2 (海津市) 14 (西濃圏域)	15 (海津市) 149 (西濃圏域)
		残火災件数(件)	1 (海津市) 8 (西濃圏域)	14 (海津市) 143 (西濃圏域)
		焼失棟数(棟)	2 (海津市) 44 (西濃圏域)	43 (海津市) 728 (西濃圏域)
	午前5時	全出火件数(件)	1 (海津市) 5 (西濃圏域)	5 (海津市) 53 (西濃圏域)
		残火災件数(件)	0 (海津市) 1 (西濃圏域)	4 (海津市) 47 (西濃圏域)
		焼失棟数(棟)	0 (海津市) 6 (西濃圏域)	13 (海津市) 243 (西濃圏域)

第4章 市災害対策本部の組織

災害対策基本法第23条の2に基づく海津市災害対策本部の組織は、「海津市災害対策本部条例（平成17年3月28日 条例第17号）」及び「海津市災害対策本部条例施行規則（平成17年3月28日 規則第24号）」並びに本計画に定めるところによる。

（※資料2 海津市災害対策本部条例）

（※資料3 海津市災害対策本部条例施行規則）

第1節 災害警戒本部（災害情報集約室）の編成

1. 災害警戒本部の組織

災害警戒本部（災害情報集約室、以下省略）は、災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置するに至らない災害にあつては、これをもって情報収集、被害調査等行い対処する。

（警戒第一体制時）

2. 災害警戒本部の設置基準

災害警戒本部は次に掲げる場合に設置するものとする。（風水害等一般災害における警戒第二体制時は自動設置）

- ① 気象情報等により災害の発生が予想されるが、時間的に余裕があるとき。
- ② 市内に震度4以上の地震が発生し、市長が必要と認めたとき。
- ③ 気象庁から東海地震に関する注意情報が発せられたとき。（自動設置）
- ④ 災害対策に関して、上記の他に市長が必要と認めたとき。

3. 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部の中核は、海津市役所東館3階総務課内に設置する。その他配備対応課は通常の勤務場所にて対応する。

4. 災害警戒本部の配備職員の参集及び対応

災害警戒本部は、災害の種類や規模によって、予め定めてある職員の非常配備体制に沿って行う。又、その対応は事務分掌によるものとする。

5. 災害警戒本部の指揮

本体制においては、副市長を本部長として、全体的な事象については、総務部長又は総務課課長職が指揮をとるものとするが、課ごとの対応については、各課の長が指揮をとるものとする。

6. 災害警戒本部の解散及び警戒体制の解除

災害警戒本部は、気象予警報等が解除され、災害の発生するおそれが解消されたと判断したとき、又は災害応急対策が概ね完了したと判断したときは、各部署と協議の上、市長に報告して災害警戒本部を解散する。もしくは、災害が拡大し、災害対策本部に移行することを決定したときにおいてもこれによるものとする。

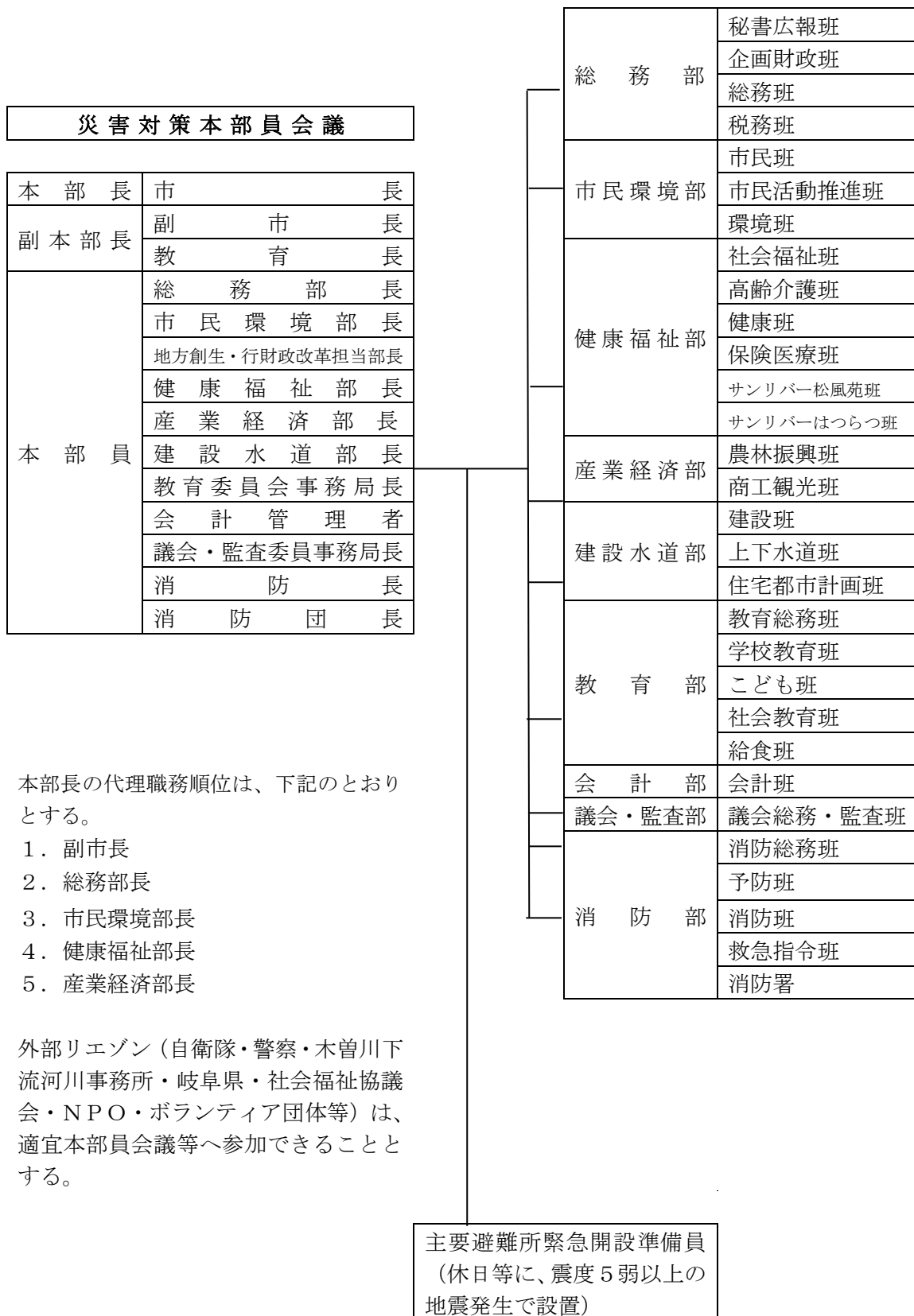
第2節 災害対策本部の編成

災害対策本部は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、市長を本部長として市の全機構を活用する体制とし、副本部長には、副市長、教育長をあてる。

災害対策本部は、次のように編成する。

第4章 市災害対策本部の組織

■災害対策本部の組織編成



第3節 分担任務

各組織の分担任務等は、次によるものとする。

1. 災害対策副本部長

災害対策副本部長は、災害対策本部長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

2. 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、災害対策本部にかかる災害応急対策の基本的な事項を協議するとともに、災害対策の総合的な調整とその実施の推進にあたるものとする。

3. 本部の各部、各班

ア 市本部に部及び班を設け、部に部長、班に班長を置く。

イ 部長は、本部長の命を受け部に属する応急対策を処理し、所属の職員を指揮監督する。班長は、当該班の所属事項について部長を補佐するとともに、上司の命を受けて応急対策の処理にあたる。

ウ 班長の属する課等の職員は、その班員となり上司の命を受けて応急対策にあたる。

エ 本部の各部及び各班別の分担任務は、別表「災害対策本部の事務分掌」による。

4. 本部連絡班

ア 任務

本部連絡班の総括は、総務班長が担当し次の事項の処理にあたるものとする。

- ① 本部員会議の庶務
- ② 本部長の命令指示事項等の伝達及び連絡
- ③ 気象警報等の関係機関（班）への伝達
- ④ 被害状況等の災害情報の本部への報告及び本部情報の各班への伝達
- ⑤ 2部以上にわたって実施を要する対策の連絡、調整
- ⑥ 分担の明確でない軽易な事項の担当部班の決定

イ 連絡班員の勤務

本部連絡班員は、総務課とし、本部を開設したときは本部室に勤務するものとする。

5. 主要避難所緊急開設準備員

主要避難所緊急開設準備員は、休日等に震度5弱以上の地震が発生したときに動員される。主要避難所緊急開設準備員は、当該避難所の近辺に居住する職員を任命し、当該施設の解錠、概括的な施設状況の把握、自主防災組織からの情報収集等の任務を行う。

6. 現地災害対策本部

ア 現地災害対策本部は、本部長が災害の規模、程度等により必要があると認めたと

第4章 市災害対策本部の組織

きに設置する。

イ 現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び必要に応じた現地災害対策本部員をおく。現地災害対策本部長は、本部長が任命し、現地災害対策本部員は、現地災害対策本部長の要請により、その都度、関係各班の長が所属職員のなかから指名する。

ウ 現地災害対策本部長は、本部長の特命事項を処理し、現地における防災関係機関等との連絡調整等にあたる。

エ 現地対策本部員は、現地対策本部長を補佐し、現地における災害対策の推進にあたる。

第4節 県現地災害対策本部との連絡調整

本市に県現地災害対策本部が設置された場合は、県現地災害対策本部との連絡調整等を図るため、市本部から現地連絡員を派遣する。現地連絡員は、市本部の職員のなかから本部長が指名する。

第5節 市災害対策本部の設置基準

災害対策本部は次の基準により設置する。なお、設置場所は、海津市役所東館4階災害対策本部室とする。

- (1) 大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、土砂災害警戒情報が発表された場合で、市長が必要と認めたとき
- (2) 海津市水防計画の示す各河川はん濫注意水位を越えると予想された、又は越えた場合で、市長が必要と認めたとき
- (3) 災害が発生し、市内の広範囲にわたって大規模な被害が予想される時
- (4) 災害救助法を適用する災害が発生したとき
- (5) 市内に震度4の地震が発生した場合で、市長が必要と認めたとき
- (6) 市内に震度5弱以上の地震が発生したとき（自動設置）
- (7) 市内に特別警報に位置づけられた警報等（緊急地震速報にて震度6弱以上）が発表されたとき（自動設置）
- (8) 特異な災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき

第6節 本部職員の配置

各部班は、災害時の職員別分担任務及びその配置場所等について別表の事務分掌をもとに定めておくものとする。

第7節 事前措置等の代行

災害対策基本法に定める市長の権限のうち、市長が報告を受けてその執行するいとまのない緊急を要する事項は、その場に居合わせる本部職員が市長に代わりその場で執行するものとする。

第8節 関係機関の防災組織

土地改良区、農業協同組合、森林組合等、市内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、関係機関との連携を考慮しつつ、それぞれの防災組織体制を整備し応急措置の実施に万全を期すものとする。

(別表) ■災害対策本部の事務分掌

本部長：市長

副本部長：副市長、教育長

部名	部長 担当職	班名	班長 担当職	事務分掌
総務部	総務部長 地方創生・行政改革担当部長	総務班	総務課課長職	1 災害対策本部に関すること 2 本部員会議に関すること 3 県本部との連絡に関すること 4 防災関係機関との連絡調整に関すること 5 避難勧告・指示等の発令に関すること 6 防災行政無線、県防災無線管理に関すること 7 被害全般の情報収集及び報告に関すること 8 防災・災害情報に関すること 9 自衛隊の災害派遣に関すること 10 各部門との連絡調整に関すること 11 市有車両の管理、配車に関すること 12 災害対策従事者の確保に関すること 13 公用令書の発行に関すること 14 支援物資運搬車両の駐車場確保に関すること 15 市有財産の災害対策に関すること
		秘書広報班	秘書広報課長	1 本部長、副本部長の秘書に関すること 2 報道機関等との連絡に関すること 3 職員の動員計画に関すること 4 動員職員の給食及び安全衛生に関すること 5 職員の公務災害に関すること 6 受援に関すること 7 災害見舞、視察者等の対応に関すること 8 災害記録に関すること
		企画財政班	企画財政課長	1 災害対策本部の応援に関すること 2 被害調査の計画及び体制管理に関すること 3 災害関係物資の調達及び輸送計画に関すること 4 被害地域の復旧及び復興計画に関すること 5 災害予算、市財政に関すること
		税務班	税務課長	1 避難所の開設及び運営の応援に関すること 2 被災世帯の建築物等被害調査に関すること 3 災害に伴う市税の減免に関すること 4 災害に伴う納税に関すること
市民環境部	市民環境部長	市民班	市民課長	1 避難市民の実態把握に関すること 2 死亡・行方不明者に関すること 3 遺体処置に関すること 4 遺体の火葬手続に関すること 5 り災台帳の作成に関すること 6 り災証明に関すること 7 所管施設の災害対策に関すること

第4章 市災害対策本部の組織

		市民活動推進班	市民活動推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び運営の応援に関する事 2 自治組織との連絡に関する事 3 被災者等に対する相談機能の充実に関する事 4 部内外他班の応援に関する事
		環境班	環境課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における清掃、消毒及びごみの収集、処分に関する事 2 環境問題及び公害予防に関する事 3 動物等の死がい処理に関する事 4 所管施設の災害対策に関する事
健康福祉部	健康福祉部長	社会福祉班	社会福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助の全般的な計画実施に関する事 2 福祉避難所の開設及び運営に関する事（ひまわり） 3 被災世帯に対する生活保護及び厚生資金の融資に関する事 4 健康福祉部内の連絡調整に関する事 5 ボランティアの受付と登録に関する事 6 日本赤十字社への協力要請に関する事 7 義援金・援助物資の受付に関する事 8 仮設住宅入居者の選定に関する事 9 社会福祉協議会等との連絡調整に関する事 10 所管施設の災害対策に関する事
		高齢介護班	高齢介護課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者への福祉の確保に関する事 2 福祉避難所の開設及び運営に関する事（ゆとりの森、やすらぎ） 3 要配慮者等の避難誘導に関する事 4 所管施設の災害対策に関する事
		健康班	健康課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療班の災害地派遣等に関する事 2 災害時の医療、助産に関する事 3 災害対策用医薬品に関する事 4 災害時における伝染病予防等防疫に関する事 5 災害時の食品衛生に関する事 6 保健所等との連絡調整に関する事 7 避難収容者の生活相談及び生活指導に関する事 8 所管施設の災害対策に関する事
		保険医療班	保険医療課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉避難所の開設及び運営の応援に関する事 2 義援金・援助物資の配分に関する事 3 部内他班の応援に関する事
		サンリバー松風苑班	サンリバー松風苑施設長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の災害対策全般に関する事 2 要配慮者への福祉の確保に関する事 3 福祉避難所の運営の応援に関する事
		サンリバーはつらつ班	サンリバーはつらつ事務長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の災害対策全般に関する事 2 要配慮者への福祉の確保に関する事 3 福祉避難所の運営の応援に関する事
産業経済部	産業経済部長	農林振興班	農林振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林地及び農林水産業用施設の災害対策に関する事 2 農林関係被害調査及び災害対策に関する事 3 農林水産関係機関との連絡調整に関する事 4 病害虫の発生予防及び防疫並びに家畜の防疫に関する事 5 災害時における農林水産業技術の指導普及に関する事 6 災害時における種苗、生産資材等に関する事

第4章 市災害対策本部の組織

				7 被害農家に対する農林金融に関すること
		商工観光班	商工観光課長	1 観光客等への応急対策に関すること 2 避難所の開設及び運営の応援に関すること 3 商工業関係施設の災害対策に関すること 4 被災商工業者に対する金融措置に関すること 5 観光施設の災害対策に関すること
建設水道部	建設水道部長	建設班	建設課長	1 土木関係災害全般の調査及び対策に関すること 2 県土木関係機関との連絡調整に関すること 3 建設業者との災害対策のための連絡調整に関すること 4 災害時における交通輸送計画に関すること 5 応急対策用資機材の確保に関すること 6 住宅の応急修理、障害物の除去に関すること 7 河川・砂防の災害対策に関すること 8 道路橋りょうの災害対策に関すること
		住宅都市計画班	住宅都市計画課長	1 災害救助用仮設住宅等災害対策用地の確保に関すること 2 応急仮設住宅の建設に関すること 3 市営住宅の災害対策に関すること 4 都市公園等の災害対策に関すること 5 震災時の建築物応急危険度判定に関すること
		上下水道班	上下水道課長	1 飲料水等の供給に関すること 2 上・下水道施設等の災害対策に関すること
教育部	教育委員会 事務局 局長	教育総務班	教育総務課長	1 避難所の開設及び運営の計画に関すること 2 所管避難所の被害状況調査に関すること 3 教育部の連絡調整に関すること 4 教育関係義援金品の受付等に関すること 5 教育部所管施設の災害対策に関すること
		学校教育班	学校教育課長	1 避難所の開設及び運営に関すること 2 小中学校等の児童生徒の避難に関すること 3 被災児童生徒に対する教育に関すること 4 災害時の授業等対策に関すること 5 被災児童生徒の教材及び学用品に関すること 6 学校施設の災害対策に関すること
		こども班	こども課長	1 避難所の開設及び運営に関すること 2 認定こども園の避難に関すること 3 災害時の臨時保育に関すること 4 被災幼児の保育・教育に関すること 5 保育施設の災害対策に関すること
		社会教育班	社会教育課長	1 避難所の開設及び運営に関すること 2 所管施設の被害状況調査に関すること 3 社会教育文化施設の災害対策に関すること 4 文化財の災害対策に関すること
		スポーツ班	スポーツ課長	1 避難所の開設及び運営に関すること 2 所管施設の被害状況調査に関すること 3 社会体育施設の災害対策に関すること
		給食班	給食センター所長	1 炊き出し業務に関すること 2 給食業者との連絡調整に関すること 3 所管施設の災害対策に関すること
		会計部	会計管理者	会計班

第4章 市災害対策本部の組織

議会・ 監査部	議会・監査 委員長 事務長	議会・監査 班	議会総務課 長	1 市議会との連絡調整に関する事 2 避難所の開設、応援に関する事 3 部外他班の応援に関する事
消防部	消防長	消防総務 班	消防総務課 長	1 災害対策本部との連絡調整に関する事 2 消防関係施設の被害調査及び報告に関する事 3 消防施設の被害対策に関する事 4 他市町村消防機関に対する応援要請に関する事 5 総務班との連絡調整に関する事
		予 防 班	予 防 課 長	1 防火対象物の災害対策に関する事 2 危険物施設の災害対策に関する事
		消 防 班	消 防 課 長	1 災害の警戒防ぎよ、救助業務に関する事 2 消防団の活動に関する事 3 緊急消防援助隊に関する事
		救急指令 班	救急指令課 長	1 災害時の緊急通報、無線通信に関する事 2 災害時の応急医療に関する事
		消 防 署	消 防 署 長	1 災害出場に関する事 2 災害による被害の拡大防止に関する事

1. 部長担当職及び班長担当職欠員のときはその職の下位の者、もしくは本部長又は部長が指定した者があたる。
2. 各班は本分担任務によるほか、余裕のあるときは必要に応じ他班の行う事項についての応援を分掌することは勿論、他の部班において当該部班の職員の被災等で著しい人員不足を生じた場合は、本部長の指示により代替可能な職員を配置する。
3. 分担が明確でない事務は、災害対策本部が指示した部班において担当する。
4. 災害時は災害対策本部に連絡指示系統を統一し、指揮連絡を明確にする。